

(ウ) サービス購入料A-2 (割賦元本) 及びサービス購入料A-3 (割賦金利)

サービス購入料A-2 (割賦元本) 及びサービス購入料A-3 (割賦金利) は、本件引渡日以降、割賦払いにより支払う。割賦払いの毎回の金額は、以下の考え方で計算した金額とする。

割賦元本の総額	設計・建設業務に要する費用から下記(a)及び(b)を控除した金額 (a) 自主提案施設の整備に要する費用のうち、乙負担分 (b) サービス購入料A-1に相当する金額
支払回数	第1回の支払を【令和9年3月】とし、以降、9月末及び3月末の年2回払いの全【29】回払いとする。
返済方法	元利均等返済方式
割賦金利 (年利)	基準金利+事業者提案書等における提案スプレッド (%)
基準金利	入札時における基準金利の適用日 (令和3年7月2日 (金)) にかかわらず、本件引渡日の2営業日前 (銀行営業日でない場合、その前の銀行営業日) の TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6 か月 LIBOR ベース15年物 (円-円) 金利スワップレート (基準日午前10時。テレレート17143ページ。) とする。

イ 開業準備業務に係る対価 (サービス購入料B)

開業準備業務に係る対価 (サービス購入料B) は、要求水準書に示す以下の業務に要する費用の合計とする。

- | |
|--|
| (a) 予約システム等整備業務に要する費用
(b) 事前広報、利用受付業務に要する費用
(c) 開館準備期間中の本件施設の運営・維持管理業務に要する費用
(d) 開館式典及び内覧会等の実施業務に要する費用
(e) プール公認取得申請業務に要する費用
(f) その他本件施設の運営・維持管理業務に必要な準備を行う業務に要する費用 |
|--|